

昭和二十九年法律第七十一号

あへん法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 禁止（第四条—第十一条）
第三章 栽培（第十一条—第二十八条）
第四章 収納及び売渡（第二十九条—第三十五条）
第五章 管理（第三十六条—第四十一条）
第六章 監督（第四十二条—第四十五条）
第七章 雑則（第四十六条—第五十条の三）
第八章 罰則（第五十一条—第六十二条）
附則

第一章 総則

- （目的）この法律は、医療及び学術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、国があへんの輸入、輸出、収納及び売渡を行い、あわせて、けしの栽培並びにあへん及びけしがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とする。（国の独占権）

- 第二条 あへんの輸入、輸出、けし耕作者及び甲種研究栽培者からの一一手買取並びに麻薬製造業者及び麻薬研究施設の設置者への売渡の権能（定義）この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 けし パパヴエル・ソムニフエルム・エリル・ペペヴエル・セティゲルム・ディイーシー及びその他のけし属の植物であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。
- 二 あへん けしの液汁が凝固したもの及びこれに加工を施したもの（医薬品として加工を施したものを除く。）をいう。
- 三 けしがら けしの麻薬を抽出することができる部分（種子を除く。）をいう。
- 四 けし栽培者 けし耕作者、甲種研究栽培者及び乙種研究栽培者をいう。
- 五 けし耕作者 採取したあへんを国に納付する目的で、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。
- 六 甲種研究栽培者 あへんの採取を伴う学術研究のため、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

- 七 乙種研究栽培者 あへんの採取を伴わない学術研究のため、第十二条第二項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。
- 八 麻薬製造業者 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬製造業者をいう。
- 九 麻薬研究者 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬研究者をいう。
- 十 麻薬研究施設 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬研究施設をいう。

第二章 禁止

- （けしの栽培の禁止）

- 第四条 けし栽培者でなければ、けしを栽培してはならない。（あへんの採取の禁止）

- 第五条 けし耕作者又は甲種研究栽培者でなければ、あへんを採取してはならない。（輸入及び輸出の禁止）

- 第六条 何人も、あへんを輸入し、又は輸出してはならない。但し、國の委託を受けた者は、この限りでない。

- 第七条 何人も、厚生労働大臣の許可を受けなければ、けしがらを輸入し、又は輸出してはならない。（吸食の禁止）

- 第八条 何人も、あへん又はけしがらを吸食してはならない。（廃棄の禁止）

- 第九条 何人も、あへん又はけしがらを吸食してはならない。（栽培区域及び栽培面積）

- 第十条 何人も、厚生労働大臣の許可を受けなければ、あへんを廃棄してはならない。（栽培の許可）

- 第十二条 何人も、厚生労働大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がけしを栽培することができることを経由して、申請書を厚生労働省令で定めるところにより、栽培地又は麻薬業務所（以下「麻薬業務所」という。）の所在地（麻薬研究施設の設置者にあつては、麻薬研究施設の所在地とする。第十条第二項において同じ。）の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 第十三条 何人も、國以外の者にあへんを譲り渡すことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第十四条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第十五条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第十六条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第十七条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第十八条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第十九条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十一条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十二条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十三条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十四条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十五条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十六条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十七条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十八条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第二十九条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 第三十条 何人も、國以外の者からあへんを譲り受けたことは、又は國以外の者からあへんを譲り受けたことは、譲り受けたことはならない。

- 2 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 3 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを第三十条の規定により厚生労働大臣が定めるその年の納付期限をこえて所持してはならない。

- 4 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、國から売渡を受けたあへん以外の設置者は、國から売渡を受けたあへんを所持してはならない。

- 5 けし耕作者、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、けしがらを所持してはならない。

- 6 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 7 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 8 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 9 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 10 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 11 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 12 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 13 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 14 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 15 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 16 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 17 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 18 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 19 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 20 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 21 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 22 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 23 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 24 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 25 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 26 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 27 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 28 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 29 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 30 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 31 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 32 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 33 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 34 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 35 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 一 未成年者 未成年者又はあへんの中毒者（許可の制限）

- 二 麻薬、大麻 又はあへんの中毒者

- 三 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを第三十条の規定により厚生労働大臣が定めるその年の納付期限をこえて所持してはならない。

- 四 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、國から売渡を受けたあへん以外の設置者は、國から売渡を受けたあへんを所持してはならない。

- 五 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 六 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 七 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 八 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 九 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十一 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十二 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十三 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十四 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十五 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十六 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十七 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十八 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 十九 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十一 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十二 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十三 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十四 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十五 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十六 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十七 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十八 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 二十九 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 三十 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 三十一 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 三十二 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 三十三 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

- 三十四 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

4	栽培許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
	(許可の有効期間)
	第十六条 第十二条第一項又は第二項の許可の有效期間は、許可の日から一年以内の九月三十日までとする。
	(栽培地以外における栽培等の禁止)
2	外の場所で、又は許可を受けた栽培面積をこえて、けしを栽培してはならない。
2	けし耕作者又は甲種研究栽培者は、許可を受けたあへんの乾そら場以外の場所であへんを乾そらし、又は許可を受けたあへんの保管場以外の場所であへんを保管してはならない。
	(許可の変更)
3	栽培地、栽培面積又はあへんの乾燥場若しくは保管場について、第十二条第一項又は第二項の許可の変更を申請することができる。ただし、都道府県の区域を越えてこれらの事項を変更しようとする場合は、この限りでない。
2	第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の申請について、第十四条第四号から第六号まで規定は、前項の規定による許可の変更について準用する。
3	第一項の申請をするには、申請書に栽培許可証を添付しなければならない。
4	厚生労働大臣は、第一項の規定により許可を変更したときは、栽培許可証の記載のうち当該部分を訂正して、これを申請者に交付しなければならない。
	(事故の防止)
2	けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その設備内に保管することができる。
2	前項に定めるもののはか、けし栽培者が、あへん又はけしがらにつき、滅失、盗難、紛失その他の事故を防止するためによるべき措置については、厚生労働省令で定める。
	(事故の届出)
第二十条	けし栽培者は、その所有するあへん又はけしがらにつき、滅失、盗難、紛失その他の事故が生じたときは、すみやかに、都道府県知事を経由して、その数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
	(届出)
第二十一条	けし栽培者は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者又は他のけし栽培者に届け出なければならない。
	(届出)
第二十二条	けし栽培者は、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
	(届出)
第二十三条	けし栽培者は、栽培許可証を、損失、又亡失したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に栽培許可証の再交付を申請しなければならない。
	(再交付)
第二十四条	けし栽培者は、第一項の規定により栽培許可証の再交付を受けた後、亡失した栽培許可証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣にその栽培許可証を返納しなければならない。
	(許可の失効の届出)
第二十五条	けし栽培者が死亡し、又は法人たるけし栽培者が解散したときは、その相続人若しくは相続人代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が採取したすべてのあへんを収納する。
	(収納)
第二十六条	国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が採取したすべてのあへんを収納する。
	(収納)
第二十七条	けし栽培者は、甲種研究栽培者が納付したあへんのモルヒネ含有量を鑑定し、その含有量に応じて、収納代金を支払う。
	(収納代金)
第二十八条	けし栽培者は、第二十五条第二項の規定によりその許可が効力を失い、又は第四十二条の規定によりその許可を取り消されたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に栽培許可証を返納しなければならない。
	(返納)
第二十九条	けし栽培者は、第一項の届出が前項の場合に準用する。
	(届出)
第三十条	厚生労働大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がその採取したあへんを国に納付すべき期限を定めて、公告する。
	(納付期限)
第三十一条	國に納付されるあへんの収納価格は、厚生労働大臣が財務大臣と協議してけし栽培者の生産事情、あへんの輸入価格及び他の経済事情を考慮して定める。
	(収納価格)
第三十二条	國は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が納付したあへんのモルヒネ含有量を鑑定し、その含有量に応じて、収納代金を支払う。
	(収納代金)
第三十三条	國は、けし耕作者の栽培したけしが、発芽後あへん採取前に風害、水害、雨害、震害、ひょう害、冷害、雪害、凍害、干害、病害その他の災害にかかり、その年度に採取したあへんの収納代金の額が、政令の定めるところにより算定するその者の平年度収納代金の額の十分の七に達しないときは、その平年度収納代金の額の十分の七とその年度の収納代金の額との差額の二分の一に相当する金額の範囲内で、補償金を交付することができる。
	(災害補償)
第三十四条	けし耕作者は、前項の規定に基づき、補償金の交付を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する災害による被害を受けた後速やかに栽培地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
	(壳渡)
第三十五条	國は、その所有するあへんを、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に売り渡すものとする。
	(売渡)
第三十六条	前項の規定によりあへんの売渡しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところに

二 けし栽培の許可の変更を申請する者
三 栽培許可証の再交付を申請する者

三 あへん又はしがらを、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者

二 第八条第三項の規定に違反した者
第十五条の規定に違反した者

第三項若しくは第五十二条第二項若しくは第三項の罪を犯し、又は第五十五条若しくは第五十七条から前条までの違反行為をしたときは、行

第四十七条 国は、政令の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県に交付する。

(国庫に帰属したあへん等の処分)

第四十八条 厚生労働大臣は、法令の規定により國庫に帰属したあへん又はけしがら（この法律

の規定により収納したあへんを除く。)について必要な処分をする二七ができる。

(同一人が二以上の資格を有する場合の取扱)

第四十九条 けし栽培者が同時に麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合又は

麻薬製造業者が同時に麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合は、二つの法律中の一つ又は二つ（が

兼れる場合には、この法律中のハノアはけしがらの譲渡及び譲受に関する規定の適用について

は、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬製造業者の免許を有す。

し、又は二以上の麻薬研究施設を設置する場合
同様とする。

も 同様とする

第五十条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その

執行について必要な細則は、厚生労働省令で定まる。

（事務の区分）

第五十条の二 この法律（第十二条第四項及び第
四十四条第六項を除く。）の規定により都道府

県が処理することとされている事務は、地方自治法二二二条云々

治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

（権限の委任）

第五十条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、更に労働省の主たる事務の運営に付する事務を司る。

の権限は、厚生労働省令で定めるとこより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された
権限は、厚生労働省令で定めるところにより、

地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所の長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 けしをみだりに栽培した者（第五十五条第一号に該当する者を除く。）
二 あへんをみだりに採取した者

三 あへん又はけしがらを、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者。

2 嘗利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条 あへん又はけしがらを、みだりに、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第五十五条第一号に該当する者を除く。）は、七年以下の拘禁刑に処する。

2 嘗利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により一年以上十年以下の拘禁刑及び三百百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条の二 第九条の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第五十三条 第五一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第五十四条 第五一条から前条までの罪に係るあへん又はけしがらで、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の者の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（第五十二条の二の罪を除く。）の実行に関し、あへん又はけしがらの運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができます。

第五十四条の二 情を知つて、第五一条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（けしの種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第五十四条の三 第五十二条第一項又は第二項の罪に当たるあへん又はけしがらの譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第五十五条 第二条の例に従う。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第八条第三項の規定に違反した者
二 第十七条の規定に違反した者
第五十六条 第五十一条、第五十二条、第五十二条の二又は前条の規定に当たる行為が刑法第二編第十四章の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十条第一項の規定による許可を受けないであへんを廃棄した者
二 第十五条第四項、第十九条第一項又は第三十六条第一項の規定に違反した者
三 第二十条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出に当たり、虚偽の届出をした者
四 第三十九条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿に記載をせず、又は虚偽の記載をした者
五 第五十九条 第二十条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十二条第一項（第二十八条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十条第一項若しくは第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第四十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第六十条 第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一条第二項若しくは

第三項若しくは第五十二条第二項若しくは第三項の罪を犯し、又は第五十五条若しくは第五十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 第二十三条第一項若しくは第三項又は第二十七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日) 1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。
(経過規定) 3 この法律の施行の際現にあへんを所持している麻薬製造業者又は麻薬研究者については、その現に所持しているあへんに関する限り、第八条第四項の規定を適用しない。
6 第三十五条の規定は、この法律の施行の際現に国が所有しているあへんについては、適用しない。

附 則 (昭和三八年六月二一日法律第一〇八号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過規定) 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四五年六月一日法律第一一一号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一日法律第二二三号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一年六月一九日法律第三三三号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三年一〇月五日法律第九三三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過措置)
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成五年六月一八日法律第七四号) 抄 (施行期日)
第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄 (施行期日)
第一 条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十九号)の施行の日から施行する。(経過措置)
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益处分に係るものを除く。)又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。(政令への委任)
附 則 (平成六年一一月一一日法律第九七号) 抄 (施行期日)
第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 略
二 第八条及び第九条並びに附則第七条第二項及び第八条の規定 平成七年七月一日 (あへん法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 平成七年四月から六月までの期間に係る麻薬製造業者の厚生大臣に対する届出については、第九条の規定による改正後のあへん法第四十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第一条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一條、第十二条第二項、第十三条

及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。
附 則 (平成二一年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)
第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十五条の次に五百条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条だし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条第一条、第五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日 (国等の事務)
第二十一条 附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為並びに附則第一条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一條、第十二条第二項、第十三条

及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。
附 則 (平成二一年一二月八日法律第一五一号) 抄 (施行期日)
第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (手数料に関する経過措置)
第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。
第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、なお従前の例による。
附 則 (平成二一年七月一六日法律第八七号) 抄 (手数料に関する経過措置)
第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十五条の次に五百条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条だし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条第一条、第五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日 (国等の事務)
第二百五十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
第二百六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。
第二百六十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第二百六十七条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第二百六十八条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第二百六十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十九条において「国等の事務」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつた行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。
第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第一条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一條、第十二条第二項、第十三条

(施行期日)
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（施行期日）
附 則 **抄** **（平成一三年六月二九日法律第八七号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（検討）

第二条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（再免許に係る経過措置）

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由（以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。）に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。（罰則に係る経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一五年六月一四日法律第四四号）抄**

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（令和元年一二月四日法律第六三号）抄**

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（令和元年六月一四日法律第三十七条）号抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条规定に係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的上の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)
第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によるところに該する場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

附 則 **（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年以後にした行為により同条第三号に該当する者について適用し、施行日前にした行為に係る許可の制限については、なお従前の例による。

附 則 **（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年以後にした行為により同条第三号に該当する者について適用し、施行日前にした行為に係る許可の制限については、なお従前の例による。